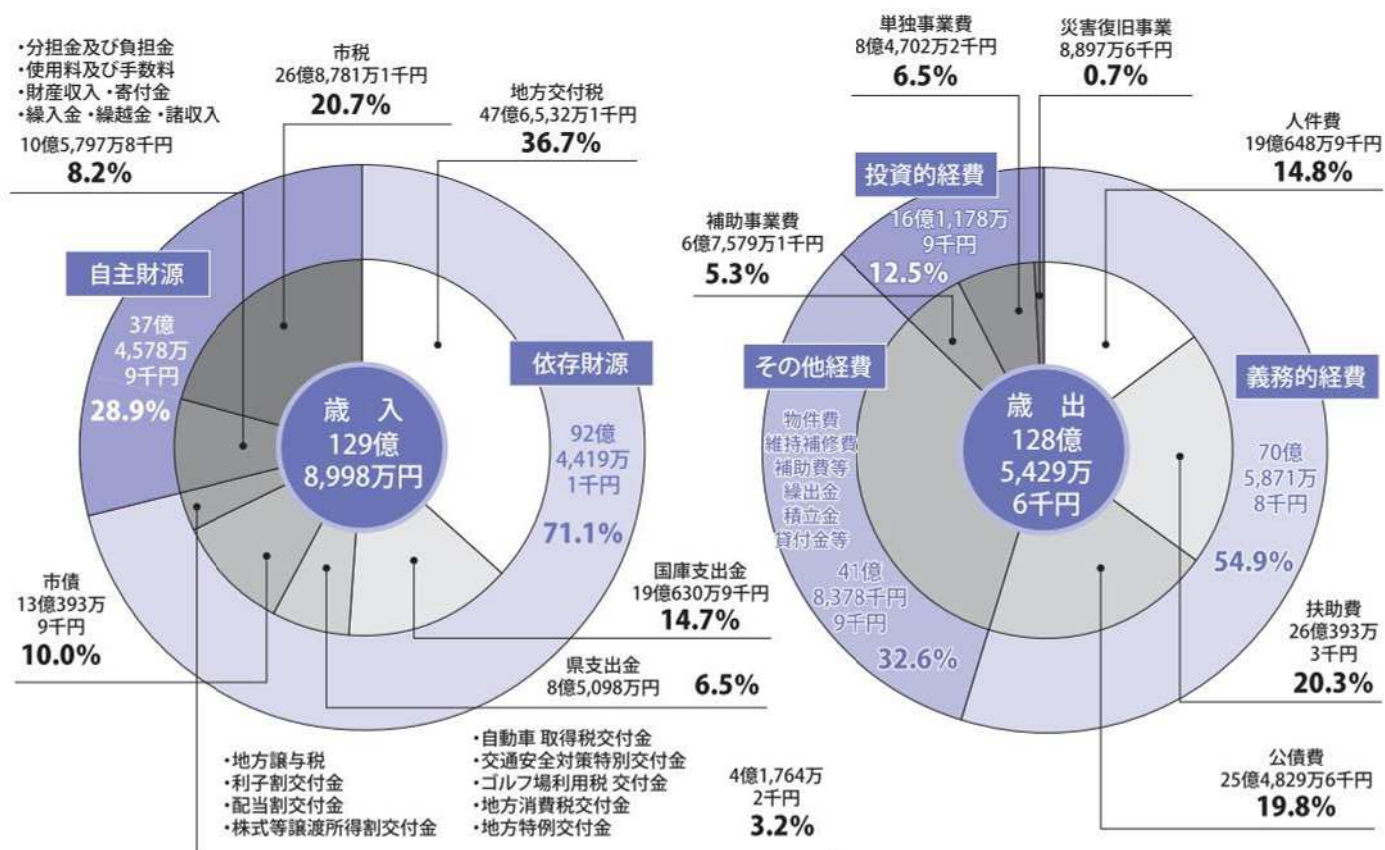


図1 普通会計性質別決算の状況



地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されました。この法律では「表2」の四指標を用い、自治体の財政健全性を判断、公表し、財政が破綻状態になる前に、早期に財政健全化に向けた取り組みを行うことを目的としています。

須崎市の場合、いずれの比率も、早期健全化基準を下回っています。また、前年と比較して実質公債費率は0・2ポイント、将来負担比率は16・2ポイントそれぞれ改善しています。しかしながら、両指標とも依然高い数値となっており、今後財政健全化に向けた取り組みを継続していく必要があります。



〈表2〉平成24年度決算における健全化判断比率および資金不足比率

(単位：％)

		平成24年度比率	早期健全化基準	説明
健全化判断比率	実質赤字比率	—	13.91	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
	連結実質赤字比率	—	18.91	全会計を対象とした実質赤字等の標準財政規模に対する比率
	実質公債費比率	20.0	25.0	一般会計等が負担する借金の償還金等の標準財政規模に対する比率
	将来負担比率	174.4	350.0	一般会計等が後年度に渡って負担すべき負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率		—	20	公営企業（水道等）の資金不足額の事業規模に対する比率

*用語説明 ・標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。（須崎市の場合は、平成24年度で74億1,474万3千円）
（注）比率がーのところは、黒字の決算により数値が出ていません。 参考：実質赤字比率 1.05%の黒字、連結実質赤字比率 7.01%の黒字